

村民の皆様が利用できる主な補助金一覧表

令和6年7月現在、村民の皆様が利用できる主な補助事業は、以下に記載のとおりです。ご不明な点は、受付相談窓口までご連絡をお願いいたします。

補助金名	補助事業内容	補助対象者	補助金額	受付相談窓口
ふるさとづくり助成事業補助金 (地域活性化助成事業)	人材育成、地域間交流、情報発信、地域課題に対応した地域づくり事業で、地域の特色を活かし、創意工夫を凝らした個性的な地域づくりを行うなど、ふるさと大玉村の活性化に効果があると認められ、かつ、国・県・村の規定施策の中で措置することが困難な事業を対象に一部を補助する。	大玉村に居住又は勤務する者、概ね5人以上で組織し、大玉村で活動を行い、営利を目的としない団体	・補助対象事業費10万円下限 ・補助率1/3、ただし特に認める場合は1/2 ・補助金上限額100万円	政策推進課 企画係 0243-24-8136
地域づくり活動サポート事業助成金	行政区や地域づくり団体等が地域住民による地域課題の解決や特色を活かした魅力ある地域づくり事業を実施する場合に、事業費の一部を助成する。	行政区または地域づくり団体	・行政区 補助率10/10、上限10万円以内 ・行政区以外 補助率1/3、上限10万円以内	政策推進課 企画係 0243-24-8136
住宅取得支援事業補助金	県外の方、県内の子育て世帯、新たに多世代で同居・近居する方、村民の方が、村内に住宅を取得し定住する場合に住宅取得費の一部を補助する。	・県外から移住する方(転入後最長6年以内に住宅取得する場合も含む) ・村外からの移住で中学生以下の子どもがいる方(転入後最長6年以内に住宅取得する場合、妊娠中も含む) ・新たに多世代(親・子・孫の三世代以上)で同居・近居する方 ・村内在住者(本村の住民基本台帳に1年以上登録があること) ※詳細な要件がありますので詳しくはお問い合わせください。	・県外からの移住:新築80万円、中古40万円、村内業者で建築した場合30万円加算 ・村外からの移住:新築40万円、中古20万円、村内業者で建築した場合10万円加算 ・多世代同居・近居:新築40万円、中古・増改築20万円、村内業者で建築した場合10万円加算 ・村内在住者:新築10万円 ※補助対象経費(土地取得費・外構工事等は除く)の1/2以内 ※同一世帯で複数の要件に該当する場合でも併用はできません。 ※県外から移住の場合は県の補助金による加算が含まれており、住宅面積が一定基準以上である必要があります。	政策推進課 企画係 0243-24-8136
移住支援金	東京23区内に10年間のうち、通算5年以上在住の方または、東京圏在住で23区内に連続して1年以上通勤の方が本村に移住をし、県の就業マッチングサイト対象企業に就職・起業された方等に対して支援金を交付する。	次のいずれにも該当する方を対象。 ・東京23区内に10年間のうち、通算5年以上在住の方または、東京圏在住で23区内に連続して1年以上通勤の方で、本村に移住する方。 ・福島県企業情報ポータルサイト「感動！ふくしま」プロジェクトの支援金対象企業に就職または、県の起業支援金を受けている方等。 ※詳細な要件がありますので詳しくはお問い合わせください。	・単身世帯:60万円 ・2人以上世帯:100万円 ・18歳未満の子育て加算1人あたり100万円	政策推進課 企画係 0243-24-8136
はぴ福なび会員登録助成金	ふくしま結婚・子育て応援センターが運営するふくしま結婚マッチングシステム「はぴ福なび」の入会登録料の一部を補助する。	本村の住民基本台帳に登録がある20歳以上の独身者。	入会登録料の半額、上限5,000円	政策推進課 企画係 0243-24-8136
高齢者健康管理事業	高齢者に保養の機会を提供し、健康の増進と高齢者相互の親睦を図り生きることに希望と喜びを持っていただくことを目的とする。	60歳以上(当該年度中に60歳になる方を含む。)の本村の住民基本台帳に登録がある方。	○宿泊施設 3人以上、2泊3日以上の利用(大玉カントリークラブは1泊2日以上)で、施設との契約金額1泊9,000円のうち3,000円を村で負担。 ○日帰り施設 3人以上で、各契約施設の飲食プランを利用した場合、1人1日当たり1,000円を村で負担。(アットホームおおたまは、個室休憩及び会議室利用で、1人当たりの利用料金が500円を超えた場合に、500円を村で負担。) (詳細は受付相談窓口にお問い合わせください)	住民生活課 住民國保係 0243-24-8090
防犯カメラ等設置補助金	自主的な防犯活動の支援及び安心・安全の村づくりを実現するため、防犯カメラ等を設置する村民に対して補助金を交付する。	・本村の住民基本台帳に登録のある方。 ・防犯カメラ等を自らが村内において使用し、これを適切に維持管理できる方。 ・村税等の滞納がない方。(未申告者を含む。)	補助対象経費(消費税等を除く)の1/2以内で、上限50,000円。なお、補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。	住民生活課 生活安全係 0243-24-8091
高齢者運転免許証自主返納支援事業	高齢者による交通事故の抑止を図るため、運転免許証を自主返納した高齢者を支援する。	・本村の住民基本台帳に登録のある65歳以上の方。 ・運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた方。 ・村税等の滞納がない方。	デマンドタクシーの利用券(1年につき50枚、3年目まで交付) 大玉村共通商品券10,000円分(初年度のみ)	住民生活課 生活安全係 0243-24-8091

補助金名	補助事業内容	補助対象者	補助金額	受付相談窓口
結婚新生活支援補助金	結婚に伴う新生活を経済的に支援し、少子化対策の強化を図るため、婚姻された世帯に対して新居の住居費及び引越し費用の一部を補助する。	①令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された新婚世帯の夫婦で、本村の住民基本台帳に登録がある方。 ②新婚世帯の所得額(夫婦の所得額の合計額)が500万円未満で、かつ、婚姻日における年齢が夫婦共に39歳以下である方。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金(公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。)の返済を行っている場合、新婚世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。 ③対象となる住居の住所(大玉村内)への転入届等を、令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に提出し、受理されていること。 ほか、担当にお問い合わせください。	①新たに村内に住宅を取得した際の費用 ②新たに村内の住宅物件を賃貸する際に要した費用で、賃料、敷金、礼金(保証金などこれに類する費用を含む。)、共益費及び仲介手数料等。 ほか、担当にお問い合わせください。 夫婦ともに29歳以下は1世帯当たり60万円、39歳以下の場合は1世帯当たり30万円を上限。(1,000円未満切捨て)	健康福祉課 社会福祉係 0243-24-8115
すこやか祝金	次代を担う子供の出生率の向上を図るとともに、出生児の健全で健やかな成長並びに家族への元気、活気あふれる子育て支援を行う。	本村の住民基本台帳に登録がある親で、次に掲げる要件をすべて満たす方。 ①出生児が、同一世帯の第3子以降の新生児であること ②出産前引き続き3か月以上本村に住所を有していること ③2人以上の子供(出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう)を現に扶養していること	出生児1人につき30万円	健康福祉課 社会福祉係 0243-24-8115
子育て祝金	次代を担う子供の出生率の向上を図るとともに、出生児の健全で健やかな成長並びに家族への元気、活気あふれる子育て支援を行う。	本村の住民基本台帳に登録がある親で、次に掲げる要件をすべて満たす方。 ①同一世帯の子が、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること ②3か月以上本村に住所を有していること ③①に掲げる子を5人以上現に扶養していること	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき年額1万円	健康福祉課 社会福祉係 0243-24-8115
住宅改修サービス事業補助金	高齢者等の自立した在宅生活の継続を図るために、住宅改修を実施する方に補助金を交付する。	本村の住民基本台帳に登録がある60歳以上の高齢者(介護保険対象者を除く)及び身体障害者(児)で、村民税が非課税で、村税等の滞納がない方。 (生計中心者の所得制限あり)	補助額:課税世帯→改修費の1/4以内、5万円を限度、非課税世帯→改修費の1/2以内、10万円を限度 対象工事:手すりの設置、段差の解消、床材の変更、引き戸への変更、洋式便座への変更等 1棟につき1回とする。	健康福祉課 高齢福祉係 0243-24-8116
軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助金	軽度・中等度の難聴児が装用する補聴器の購入及び修理に要する費用の一部を補助する。	次の要件を満たす児童の保護者。 ①本村の住民基本台帳に登録があること。 ②助成申請の時点において18歳未満であること。 ③両耳の聴力レベルが原則30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。ただし、30デシベル未満であっても医師が装用の必要を認めた場合は対象とする。 ④補聴器の装用により言語習得等一定の効果が期待できると医師が判断したものであること。	補聴器本体購入に係る費用と村の基準額(15万円)を比較していざれか少ない方の額の2/3 補聴器の修繕に係る費用と国が定める基準額を比較していざれか少ない方の額の2/3	健康福祉課 社会福祉係 0243-24-8115
高齢者補聴器購入費補助金	聴力低下により日常生活に支障のある高齢者に対し、日常生活の便宜を図るとともに、積極的な社会参加を促すことを目的とするため、高齢者の補聴器購入に対し補助金を交付する。	次のいずれにも該当する方。 ①本村の住民基本台帳に引き続き1年以上登録がある満65歳以上の方。 ②聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていない方。 ③両耳の聴力レベル55デシベル以上70デシベル未満で、治療により聴力改善が見込めない方。 ④申請日において、補助対象者及びその属する世帯全員に、村税等の滞納がない方。	補助対象:管理医療機器である補聴器本体1台のみ 補助金額:本体購入額の1/2とし、5万円を上限とする。ただし、1人について1回限り。	健康福祉課 高齢福祉係 0243-24-8116
人間ドック費用助成事業	健康の維持、増進を図るため生活習慣病の予防、早期発見、早期治療という観点から総合的健康診査として人間ドックを実施する。 ・指定医療機関 6か所、事前申込み要	・当該年度中に満35歳、満40歳、満45歳、満50歳、満55歳、満60歳、満65歳、満70歳になる方で、人間ドック受診を希望する方。 ・受診日時点で本村の住民基本台帳に登録がある方。	受診に要する費用の4割助成。	健康福祉課 保健係 0243-24-8114
脳検診費用助成事業	無症候あるいは未発症の脳および脳血管疾患を発見し、それらの発症あるいは進行を防止することを目的として実施する。 ・指定医療機関 3か所、事前申込み要	・当該年度中に満35歳、満40歳、満45歳、満50歳、満55歳、満60歳、満65歳、満70歳になる方で、脳検診を希望する方。 ・受診日時点で本村の住民基本台帳に登録がある方。	受診に要する費用の7割助成。(上限7,700円)	健康福祉課 保健係 0243-24-8114

補助金名	補助事業内容	補助対象者	補助金額	受付相談窓口
PETがん検診費用助成事業	がんの早期発見のためPET装置及びCT装置等を利用した検査を受診する方の経済的負担の軽減を図るため、検査に要した費用の一部を助成し、がんの発症及び重症化を防止することにより、村民の健康増進を図ることを目的とする。 ・指定医療機関 1か所、事前申込み要	・当該年度中に満40歳、満45歳、満50歳、満55歳、満60歳、満65歳、満70歳、満75歳、満80歳になる方で、PET受診を希望する方。 ・受診日時点で本村の住民基本台帳に登録がある方。	予算の範囲内。 ※令和6年度 充実コース38,500円助成(自己負担40,000円)、基本コース25,000円助成(自己負担30,000円)。	健康福祉課 保健係 0243-24-8114
健康ポイント事業	健康寿命の延伸と健康格差の縮小の実現に向け、村民一人ひとりの生活習慣改善等を図ることを目的とする。	①本村の住民基本台帳に登録がある18歳以上の方。 ②村内に勤務する18歳以上の方。 ※上記以外の村内に住所を有しない方は、令和6年10月1日以降は対象となりませんので、1,000ポイント達成された場合は、令和6年9月30日までに商品券等と交換をお願いいたします。	けんしん事業及び健康ポイント該当事業に参加し付与されるポイント20枚(1,000ポイント)で、 ①1,000円分の大玉村共通商品券 ②満点さくらカード2枚 のいずれかと交換。	健康福祉課 健康長寿推進係 0243-48-3130
農耕用運転免許取得推進事業補助金	農作業に使用する農耕用車両を公道で走行するのに必要な免許の取得費用に対し、補助金を交付する。	本村の住民基本台帳に登録がある方で、次のいずれかに該当する方 ①農耕用車両を所有する方 ②農耕用車両を取得する予定の方 ③上記に該当する方の家族 ④業務で農耕用車両を運転する方 ※他の補助金等の助成を受ける場合は、交付対象者としない。	免許を取得するために要した費用の1/5以内 上限20,000円	産業課 農政係 0243-24-8107
電動機械等導入支援事業補助金	社会情勢の変化による燃料価格の高騰の対策のため、また二酸化炭素排出量削減の取組の一環として、バッテリー式機械等の導入を行う個人及び法人に対し、補助金を交付する。(草刈り機及びチェーンソーに限る。)	次のすべてに該当する方 ①本村の住民基本台帳に登録がある個人又は村内に事務所を有する法人 ②属する世帯のすべての世帯員が、村税等を滞納していないこと ③購入しようとする補助対象機械は、既に所有するエンジン式機械から電動式機械への切替えであること ④購入しようとする補助対象機械は、事業者から購入する新品のものであること	補助対象経費 × 1/2以内、上限50,000円	産業課 農政係 0243-24-8107
農業機械等共同利用整備事業補助金	農業の効率的かつ安定的な発展及び自立した農業経営を目指す意欲的な農家に対し、施設及び機械等の整備に要する経費について補助金を交付する。	①農業生産団体(農業者2名以上の農業生産団体) ②認定農業者を含む農業生産団体(認定農業者を含む2名以上の農業生産団体) ③認定農業者のみの農業生産団体(認定農業者2名以上の農業生産団体) ④集落営農組織	農業用施設及び農業用機械(補助対象についてはお問合せください)の購入費 × 1/5以内(第三者認証GAPを取得している農業者等を代表とする団体、おおたまのおいしい米出荷奨励事業の事業者登録をした農業者等が申請する色彩選別機本体の場合は1/4以内) ※上限あり	産業課 農政係 0243-24-8107
ビニールハウス設置事業補助金	冬期間及び端境期の陳列野菜不足を解消するため、ビニールハウス建設に対し、補助金を交付する。(1人につき1棟)	本村の住民基本台帳に登録がある、あだたらの里直売所に出荷する農業者。	総事業費の1/2以内(他の補助金等の充当財源がある場合については、差し引いた残りの金額の1/2以内)で、資材費の補助額の上限は40万円、設置費の補助額の上限は10万円。	産業課 農政係 0243-24-8107
施設園芸等施設整備事業補助金	稻作中心の経営体系からパイプハウス等を利用した園芸、花き等の栽培をするため、新設するパイプハウス及びこれに準じる被覆施設、設置費用に対し、補助金を交付する。	本村の住民基本台帳に登録がある農業者及び農業生産団体。	総事業費の1/3以内で補助額の上限は400万円。	産業課 農政係 0243-24-8107
鳥獣被害防止柵導入事業補助金	鳥獣被害対策として防止柵を設置する経費の一部について、補助金を交付する。	村内に土地を所有する方とし、村内在住者自らが所有又は耕作する農地については村外に所在する農地も含むものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を受けることができない。 ①村税等を滞納している方、又は申告を行っていない方 ②村長が、村税等の納付状況を調査することに同意しない方 ③偽りの申請その他不正行為により補助金の交付を受けようとする方	単独設置 農地以外→事業費 × 1/2以内、上限5万円 農地→事業費 × 1/2以内、上限10万円 共同設置(2名以上) 農地→事業費 × 1/2以内、上限なし ※千円未満切り捨て	産業課 農政係 0243-24-8107
有害鳥獣対策支援補助金	狩猟免許試験(第一種銃猟免許又はわな猟免許に限る)の受験及び更新、猟銃等所持許可に係る経費(ただし、狩猟者登録をする方(予定を含む))に対し、補助金を交付する。	本村の住民基本台帳に登録があり、居住している方。	受験及び更新に要した経費の全額 (ただし、合格に伴う経費のみを対象とする)	産業課 農政係 0243-24-8107

補助金名	補助事業内容	補助対象者	補助金額	受付相談窓口
有害鳥獣対策狩猟用機械器具購入補助金	有害鳥獣駆除に必要な猟銃及び狩猟用罠の購入に対し、補助金を交付する。	本村の住民基本台帳に登録があり、狩猟免状等(ただし、猟銃を所持している方は、猟銃の所持許可証を有している方)を有する方であり、かつ、狩猟を行うために必要な保険等に加入している方。	猟銃の購入に要した費用の1/3(ただし、補助額は10万円を上限とする) 狩猟用罠の購入に要した費用の全額(ただし、補助額は5万円を上限とする)	産業課 農政係 0243-24-8107
宿泊者向けふるさと商品券交付事業	村内の宿泊施設に宿泊した村民等に対して、大玉村共通商品券を交付する。	次のいずれかに該当する方 ①本村の住民基本台帳に登録がある方。 ②村内企業等に勤務する方。 ③関東あだたら大玉の会会員。(会員と同居する家族を含む。)	1人1泊につき、大人2,000円、小人1,000円の商品券を配布	産業課 商工観光係 0243-24-8096
木造住宅耐震診断者派遣事業	木造住宅の所有者が、当該住宅の耐震診断を希望する場合に建築士等を派遣して耐震診断を実施する。	昭和56年5月31日以前に工事着手された戸建て木造住宅にお住まいの方で、耐震診断を希望する方。	自己負担額6,250円～7,300円、残りは全額補助	建設課 管理係 0243-24-8112
木造住宅耐震改修支援事業	木造住宅の所有者が、当該住宅の耐震改修を実施する場合に補助金を交付する。	昭和56年5月31日以前に工事着手された戸建て木造住宅にお住まいの方で、耐震改修を実施する方。	一般改修: 対象工事費の1/2、上限100万円 簡易改修、部分改修: 対象工事費の1/2、上限60万円	建設課 管理係 0243-24-8112
ブロック塀等撤去改善支援事業	地震等による自然災害から村民の生命、身体及び財産を保護するため、道路等に面するブロック塀等の撤去及び改善に要する経費に対し、補助金を交付する。	村内に存するブロック塀等の所有者で、村税等の滞納がない方。	補助対象事業費の1/2、上限15万円	建設課 管理係 0243-24-8112
住宅用再生可能エネルギー設備設置費補助金	自然との共生や環境負荷の軽減を図るため、住宅用再生可能エネルギー設備を新規設置する方に対し、補助金を交付する。	本村の住民基本台帳に登録があり、交付対象設備(新品)を村内の住宅に設置し、その住宅に自ら居住する方で、村税等の滞納がない方。 ※設置前の申請手続きを行うこと。	①太陽光発電システム: 1kw40,000円、上限200,000円 ②薪ストーブ、木質ペレットストーブ: 設置費の1/5、上限50,000円 ③定置用リチウムイオン蓄電池システム: 1kwh40,000円、上限200,000円	環境保全課 環境保全係 0243-24-8146
いぐね景観再生のための苗木等配付事業	農村風景において特色あるいぐねの景観を保全するため、希望者に対し苗木等を配付する。	村内に居住し、伐採後のいぐねを再生したい方及び新たにいぐねを整備したい方で、次の要件を満たす方。 ①植林の場所の所有者であること。 ②植林の場所が農地でないこと。 ③植林の場所が住居に隣接していること。	スギ、ヒノキ(無花粉又は小花粉のもの)及び肥料の現物配付	環境保全課 環境保全係 0243-24-8146
生ごみ処理機等購入費補助金	排出される生ごみの減量化と有機資源の循環を実行するため、生ごみ処理機の購入者に対し補助金を交付する。	次に掲げる要件をすべて満たす方。 ①本村の住民基本台帳に登録がある方。 ②処理機等を自ら使用し、これを適切に維持管理できること。 ③処理された生ごみを自ら使用すること。 ④村税等の滞納がないこと。 ⑤前回の購入から5年以上が経過していること。	①電動式生ごみ処理機(1世帯1基): 購入価格の2/3以内、上限40,000円 ②生ごみ容器(1世帯2基): 購入価格の2/3以内、上限10,000円	環境保全課 環境保全係 0243-24-8146
合併処理浄化槽設置整備事業補助金	生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置者に対し補助金を交付する。	次に掲げる要件をすべて満たす方。 ①都市計画区域内であること。 ②居住する住宅に設置するもの。 ③処理対象人員が10人以下であること。 ④農業集落排水施設区域外であること。 ⑤再度の合併処理浄化槽設置でないこと。	①新築: 5人槽166,000円、7人槽207,000円、10人槽274,000円 ②リフォーム等入替え: 5人槽332,000円、7人槽414,000円、10人槽548,000円 ③汲取り便槽撤去: 対象経費の1/2以内、上限90,000円 ④単独槽撤去: 対象経費の1/2以内、上限120,000円 ⑤宅内配管工事補助: 入替えの際の宅内配管工事で、対象経費の1/2以内、上限300,000円	環境保全課 環境保全係 0243-24-8146
生活用水確保事業補助金	給水区域以外の区域において、生活用水の安定的な確保を図るために必要な飲用井戸等の給水施設の整備に要する経費の一部を補助する。	次に掲げる要件をすべて満たす方。 ①本村の住民基本台帳に登録がある方。 ②村税等の滞納がない方。 ③補助対象区域内において、自らが居住し、又は居住するためにボーリングによるさく井工事及び給水管引込み工事を行う方。	補助対象経費の1/2以内、上限50万円	環境保全課 上下水道係 0243-24-8097